

春日部市放課後児童クラブ条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 94 号

改正

平成 18 年 3 月 20 日条例第 11 号

平成 18 年 6 月 19 日条例第 42 号

平成 19 年 3 月 20 日条例第 4 号

平成 19 年 9 月 25 日条例第 45 号

平成 20 年 3 月 18 日条例第 10 号

春日部市放課後児童クラブ条例

(設置)

**第1条** 放課後等に保護者(児童の父及び母並びにこれらに代わる者をいう。以下同じ。)が就労等により常時留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図るため、春日部市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。

(名称、位置及び定員)

**第2条** 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
粕壁放課後児童クラブ	春日部市粕壁東三丁目2番19号
内牧放課後児童クラブ	春日部市内牧2415番地2
豊春放課後児童クラブ	春日部市道順川戸37番地1
武里放課後児童クラブ	春日部市備後西五丁目3番15号
幸松放課後児童クラブ	春日部市八丁目353番地1
豊野放課後児童クラブ	春日部市銚子口1087番地
備後放課後児童クラブ	春日部市備後西三丁目2番1号
八木崎放課後児童クラブ	春日部市中央四丁目1番地
牛島放課後児童クラブ	春日部市牛島1080番地
緑放課後児童クラブ	春日部市緑町五丁目4番1号
上沖放課後児童クラブ	春日部市大沼五丁目44番地
正善放課後児童クラブ	春日部市備後東六丁目2番1号
立野放課後児童クラブ	春日部市南中曽根1074番地
宮川放課後児童クラブ	春日部市新方袋1090番地
藤塚放課後児童クラブ	春日部市藤塚82番地2

小淵放課後児童クラブ	春日部市小淵 905 番地 1
武里南放課後児童クラブ	春日部市大枝 89 番地 2 街区 1 棟
武里西放課後児童クラブ	春日部市大場 822 番地 1
南桜井放課後児童クラブ	春日部市下柳 17 番地 2
川辺放課後児童クラブ	春日部市米島 756 番地
桜川放課後児童クラブ	春日部市大衾 496 番地 1
中野放課後児童クラブ	春日部市東中野 654 番地

2 児童クラブの定員は、市長が別に定める。

一部改正(平成 18 年条例 42 号・19 年 45 号・20 年 10 号)

(業務)

**第3条** 児童クラブは、家庭生活及び社会生活に必要な生活習慣の育成を行う。

一部改正(平成 19 年条例 45 号)

(放課後児童指導員)

**第4条** 児童クラブに放課後児童指導員を置く。

一部改正(平成 19 年条例 45 号・20 年 10 号)

(入室の資格)

**第5条** 児童クラブに入室できる者は、春日部市立小学校(以下「学校」という。)の第1学年から第3学年までに在学する児童であって、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童(次条において「留守家庭児童」という。)とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

一部改正(平成 19 年条例 45 号)

(入室の許可)

**第6条** 保護者は、留守家庭児童を児童クラブに入室させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

一部改正(平成 19 年条例 45 号)

(入室の取消し)

**第7条** 市長は、前条の許可を受けた児童(以下「入室児童」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 入室の条件に変更が生じたとき。
- (2) 保護者から退室の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

一部改正(平成 19 年条例 45 号)

(保育時間)

**第8条** 児童クラブの保育時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 学校の授業日の月曜日から金曜日までにあつては、学校の放課後から午後6時30分までとする。
- (2) 学校の休業日の月曜日から土曜日までにあつては午前8時から午後6時30分までとする。

一部改正〔平成18年条例11号・19年45号〕

(休室日)

**第9条** 児童クラブの休室日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項に規定する休室日のほか、必要があるときは、臨時に休室日を設定することができる。

一部改正〔平成19年条例45号〕

(保育料)

**第10条** 入室児童の保護者は、保育料を納入しなければならない。

2 前項の保育料の額は、入室児童1人につき月額8,000円とする。

一部改正〔平成19年条例45号〕

(保育料の減免)

**第11条** 市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成19年条例45号〕

(指定管理者による管理)

**第12条** 市長は、児童クラブの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、児童クラブの管理を行わせることができる。

一部改正〔平成18年条例11号・19年45号〕

(指定管理者の指定の手續)

**第13条** 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書による児童クラブの管理運営が、市民の平等な児童クラブの利用を確保することができること。
  - (2) 事業計画書の内容が、児童クラブの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。
  - (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- 3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕

(指定の制限)

**第 14 条** 次に掲げる法人その他の団体(本市が財政援助を与えるものを除く。)は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人(以下「無限責任社員等」という。)となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者(以下「役員等」という。)となっている団体
- (2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 122 条に規定する法人を除く。)又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人(令第 133 条に規定する法人を除く。)又は役員等となっている団体

追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 4 号・45 号〕

(欠格事項)

**第 15 条** 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕

(指定管理者の業務)

**第 16 条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) 児童クラブに入室した児童の保育に関する業務
- (3) 児童クラブの施設(設備及び物品を含む。)の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務  
追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕  
(管理の基準等)

**第 17 条** 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に児童クラブの運営を行うこと。
- (2) 児童クラブの維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。  
追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕  
(事業報告書の作成及び提出)

**第 18 条** 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 20 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの  
追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕  
(事業報告の聴取等)

**第 19 条** 市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕  
(指定の取消し等)

**第 20 条** 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第 13 条第 2 項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 第 14 条各号の指定の制限及び第 15 条第 1 項各号の欠格事項に該当したとき。
- (4) 第 17 条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕

(指定管理者による施設の原状回復義務)

**第 21 条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕

(損害賠償義務)

**第 22 条** 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、児童クラブの施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成 18 年条例 11 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 45 号〕

(委任)

**第 23 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔平成 19 年条例 45 号〕

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市放課後児童クラブ設置及び管理条例(平成 9 年春日部市条例第 20 号。以下「旧市条例」という。)又は庄和町学童保育条例(昭和 56 年庄和町条例第 4 号。以下「旧町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日以後の平成 17 年度分の入室に関する処分、手続その他の行為は、第 2 章の施設にあっては、旧市条例の例により、第 3 章の施設にあっては、旧町条例の例による。

**附 則**(平成 18 年 3 月 20 日条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 改正後の春日部市放課後児童クラブ条例(以下「新条例」という。)第 13 条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第 13 条から第 16 条までの規定の例により行うことができる。

**附 則**(平成 18 年 6 月 19 日条例第 42 号)

この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 19 年 3 月 20 日条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

**附 則**(平成 19 年 9 月 25 日条例第 45 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の春日部市放課後児童クラブ条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までに行う合併前の庄和町の区域に設置する放課後児童クラブにおける保育については、改正後の春日部市放課後児童クラブ条例の規定にかかわらず、改正前の第 25 条から第 30 条までの規定の例による。この場合において、改正後の第 2 条中「南桜井放課後児童クラブ」とあるのは「庄和なかよし放課後児童クラブ」と、「川辺放課後児童クラブ」及び「中野放課後児童クラブ」とあるのは「庄和第二放課後児童クラブ」と、「桜川放課後児童クラブ」とあるのは「庄和第一放課後児童クラブ」と読み替えるものとする。

**附 則**(平成 20 年 3 月 18 日条例第 10 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表中、桜川放課後児童クラブの項の改正部分は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。